

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項
海技の採用選考の基準の見直し
- 2 改正内容
別紙及び新旧対照表のとおり
- 3 適用日
令和 6 年 1 月 12 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

海技の採用選考の基準の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 項 番	内 容					
職務分類基準(Ⅱ)1級職への採用選考基準及び方法 別表10	【採用上限年齢の引上げ】 海技の採用選考の基準の年齢を引き上げる。 (現行)					
	職 種 技能系 海 技		給 料 行(二)1	選考の基準及び方法		
				経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法
	技能系	海 技	行(二)1	海技士の免許を有する者 又は当該業務に必要な能力を有する者	40	面接
						
(改正案)						
職 種 技能系 海 技		給 料 行(二)1	選考の基準及び方法			
			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法	
技能系	海 技	行(二)1	海技士の免許を有する者 又は当該業務に必要な能力を有する者	50	面接	
附則	この一般基準は、令和6年1月12日から適用する。					

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」新旧対照表（抄）

改正案					現行						
職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)					職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)						
1から17まで (現行のとおり)					1から17まで (略)						
付則 (現行のとおり)					付則 (略)						
附則					附則						
1 この一般基準は、 <u>令和6年1月12日</u> から適用する。					1 この一般基準は、 <u>令和5年7月1日</u> から適用する。						
2 (現行のとおり)					2 (略)						
(参考) (現行のとおり)					(参考) (略)						
別表1から別表9の4まで (現行のとおり)					別表1から別表9の4まで (略)						
別表10					別表10						
職務分類基準(Ⅱ)1級職への採用選考基準及び方法					職務分類基準(Ⅱ)1級職への採用選考基準及び方法						
職 種	給 料	選考の基準及び方法			職 種	給 料	選考の基準及び方法				
		経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法		
技 能 系	自動車運転	(現行のとおり)			技 能 系	自動車運転	(略)				
	海 技	行(二)1	海技士の免許を有する者又は当該業務に必要な能力を有する者	<u>50</u>		面接	海 技	行(二)1	海技士の免許を有する者又は当該業務に必要な能力を有する者	<u>40</u>	面接
	自動車整備	(現行のとおり)				自動車整備	(略)				
	機 械 管 理										
	技 能 I										
技 能 II											
業 務 系	業 務	(現行のとおり)			業 務 系	業 務	(略)				
別表11から別表27まで (現行のとおり)					別表11から別表27まで (略)						